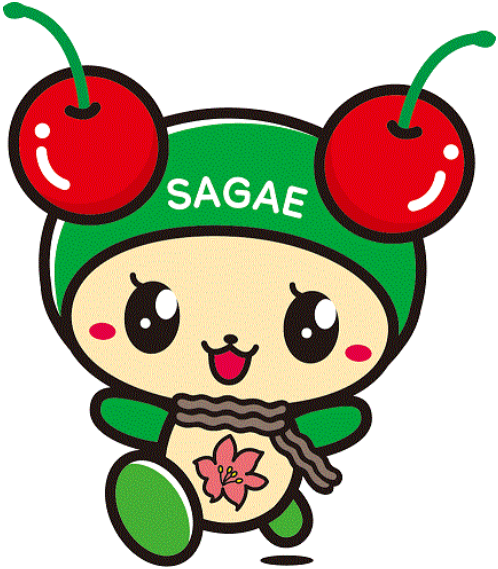


寒河江市男女共同参画計画

山形県寒河江市



寒河江市男女共同参画計画の策定にあたって

男女共同参画については、国において、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されましたが、その中において、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられております。

そして、山形県では、平成 14 年に「山形県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 23 年には第 2 期となる「山形県男女共同参画計画」を策定し、さまざまな取り組みが行われてきました。

本市においても、男女共同参画の基本となる人権尊重の啓発運動をはじめ、平成 22 年と平成 24 年には、村山地域男女共同参画講座を開催するなど、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを行ってまいりました。

一方、本市が昨年実施した男女共同参画社会に関する意識調査の結果を見ると、依然として固定的な性別役割分担意識や社会慣行が残っているなど、男女共同参画社会と言うには、まだまだ道半ばの状況にあるのが現状です。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた施策をより一層推し進めていく必要があると考え、このたび、本計画を策定することといたしました。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、成果がすぐに目に見えて現れるものではありませんが、一步一步着実に進めていくことが肝要だと考えております。

推進に向けては、行政が規範となって実施していくことが求められているものと認識しており、市役所における男女共同参画の取り組みを強化してまいりたいと考えております。そして、意識調査の結果で、市民の皆様からの要望が強かった「仕事と生活が両立できる職場環境づくり」を本計画の最重要課題と捉え、希望と意思に応じて個性と能力が発揮できる職場環境の整備を進めてまいります。

しかしながら、男女共同参画社会の形成には、市の取り組みだけでは解決できない課題も多く、市民の皆様や企業・事業所の方々と連携しながら、進めていくことが不可欠となります。市といたしましても、本計画の基本理念である「お互いを思いやる気持ちを持って、自らの希望と意思に応じて、個性と能力を発揮し、成長し続けられる社会づくり」に向け、諸施策を推進してまいりますので、市民、事業者の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画を策定するにあたり、貴重な御意見をいただきました寒河江市男女共同参画審議会の委員各位をはじめ、意識調査に御協力いただいた市民の皆様へ深く感謝申し上げます。

寒河江市長 佐藤洋樹

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	意識調査の状況等	2
	(1) 家庭生活や職場などでの男女の立場について	3
	(2) 家庭生活の状況について	3
	(3) 女性の活躍について	4
	(4) 家庭における夫婦の役割分担について	4
	(5) 男性の育児休業・介護休業の取得について	5
	(6) 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて	5
	(7) 男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組みについて	6
3	計画策定にあたっての基本的な方向性	7
4	計画期間	7
5	計画の位置付け	7
6	施策の体系	7

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【人材尊重・意識醸成】

施策の方向1	人権の尊重	10
施策の方向2	性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し	10
施策の方向3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	11
施策の方向4	市役所における男女共同参画の取組み強化	12
基本目標Ⅰの数値目標		12

基本目標Ⅱ 希望と意思に応じて個性と能力が発揮できる職場環境の整備【職場環境】

施策の方向5	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保	13
施策の方向6	仕事と生活が両立できる職場環境づくり	14
施策の方向7	再就職・スキルアップ等への支援	15
基本目標Ⅱの数値目標		16

基本目標Ⅲ 安心して生活できる基盤づくり【生活基盤・健康】

施策の方向8	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	17
施策の方向9	生涯を通じた健康づくり	17
施策の方向10	生活上困難を抱える人への支援	18
基本目標Ⅲの数値目標		19

基本目標Ⅳ 男女とも活躍できる環境づくり【共働】

施策の方向11	行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	20
施策の方向12	企業等の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	20
施策の方向13	地域活動等への男女共同参画の促進	21
施策の方向14	女性の人材育成の推進	21
基本目標Ⅳの数値目標		22

第3章 計画の推進体制

1	庁内の推進体制	23
2	計画の進行管理	23
3	国・県との連携	23
4	苦情等への対応	23

参考資料

○男女共同参画社会基本法	25
○山形県男女共同参画推進条例	30
○寒河江市男女共同参画審議会条例	34
○寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）	35
☆ 計画策定までの経緯	36

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行されましたが、その中において、『男女共同参画社会』の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。

『男女共同参画社会』については、基本法第2条において定義されていますが、端的に言えば、“男性も女性も、意欲に応じて、さまざまな分野で活躍できる社会”となります。

基本法では、『男女共同参画社会』を実現するため、次の5つの柱（基本理念）を掲げています。

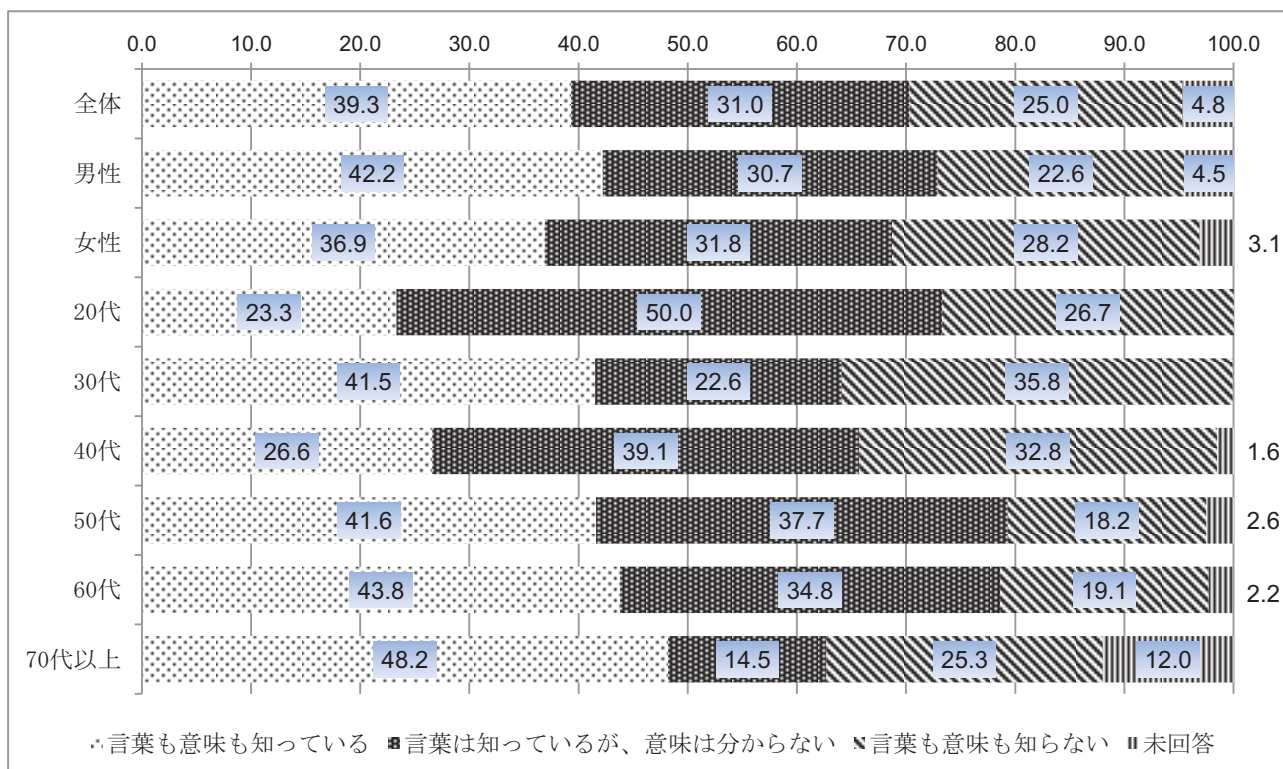
1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

一方、山形県では平成14年7月に「山形県男女共同参画推進条例」（以下「県条例」という。）を公布・施行しています。

これら基本法や県条例の制定を受け、国・県とも具体的な施策を盛り込んだ計画を策定し、『男女共同参画社会』の実現に向けて、さまざまな取組みが行われてきました。

このように基本法制定から15年近くが経過していますが、本市が平成25年に行った「男女共同参画社会に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）では、『男女共同参画社会』という用語について、約7割が「言葉を知っている」という結果になったものの、「言葉も意味も知っている」のは4割に満たない状況となっています。

問 あなたは、『男女共同参画社会』の言葉や意味を知っていますか。



この結果は、他自治体で行った同様の調査と比較して、「言葉を知っている」割合が低いという状況ではありませんが、「言葉も意味も知っている」のは4割に満たない状況に加え、30代・40代では約3人に1人が「言葉も意味も知らない」と回答しているなど、『男女共同参画社会』という言葉そのものが、認知されているとは言えないのが現状です。

基本法では、第14条において、市町村は『男女共同参画社会』の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされており、県内でも平成25年3月末までに18の市町が計画を策定しています。

このように、本市では、『男女共同参画社会』の概念が、まだまだ市民に浸透しているとは言い難い状況であり、少子高齢化を伴う人口減少が見込まれる中、活力ある寒河江市が持続・発展していくためには、性別や年齢にとらわれることなく、希望する人が多様な分野でそれぞれの個性や能力を發揮できる『男女共同参画社会』の形成に向け、施策を推進していく必要があることから、このたび基本的な計画を策定することといたしました。

2 意識調査の状況等

平成25年に実施した意識調査の概要は次のとおりです。

◎寒河江市男女共同参画に関する意識調査

(1) 調査方法等

- 調査期間：平成25年10月17日から平成25年11月1日まで
- 調査対象者：寒河江市内に在住する20歳以上の男女
- 抽出方法：住民基本台帳より900名を無作為に抽出
- 調査方法：郵送による配付・回収

(2) 回答結果

- 回答数：400名（男性：199名、女性：195名、性別未回答：6名）
- 回答率：44.44%

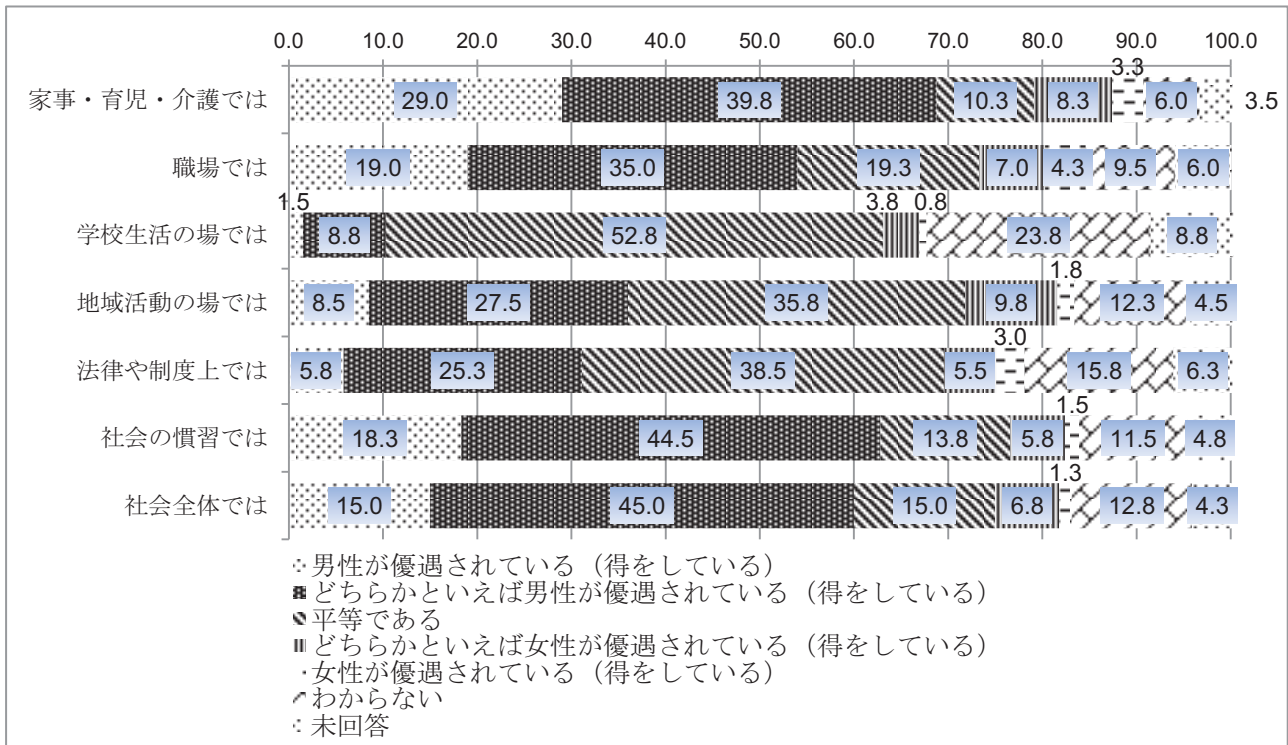
(3) 調査項目（11項目）

- ◇男女共同参画に関する用語の認知度について
- ◇家庭生活や職場などでの男女の立場について
- ◇家庭生活の状況について
- ◇管理職や役員の状況について
- ◇役職の要請への対応について
- ◇女性の活躍について
- ◇家庭における夫婦の役割分担について
- ◇男性の育児休業・介護休業の取得について
- ◇職場における男女間差別の理由について
- ◇男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて
- ◇男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組みについて

※詳細は、寒河江市ホームページ <http://www.city.sagae.yamagata.jp/docs/2013120300019/>を参照

(1) 家庭生活や職場などでの男女の立場について

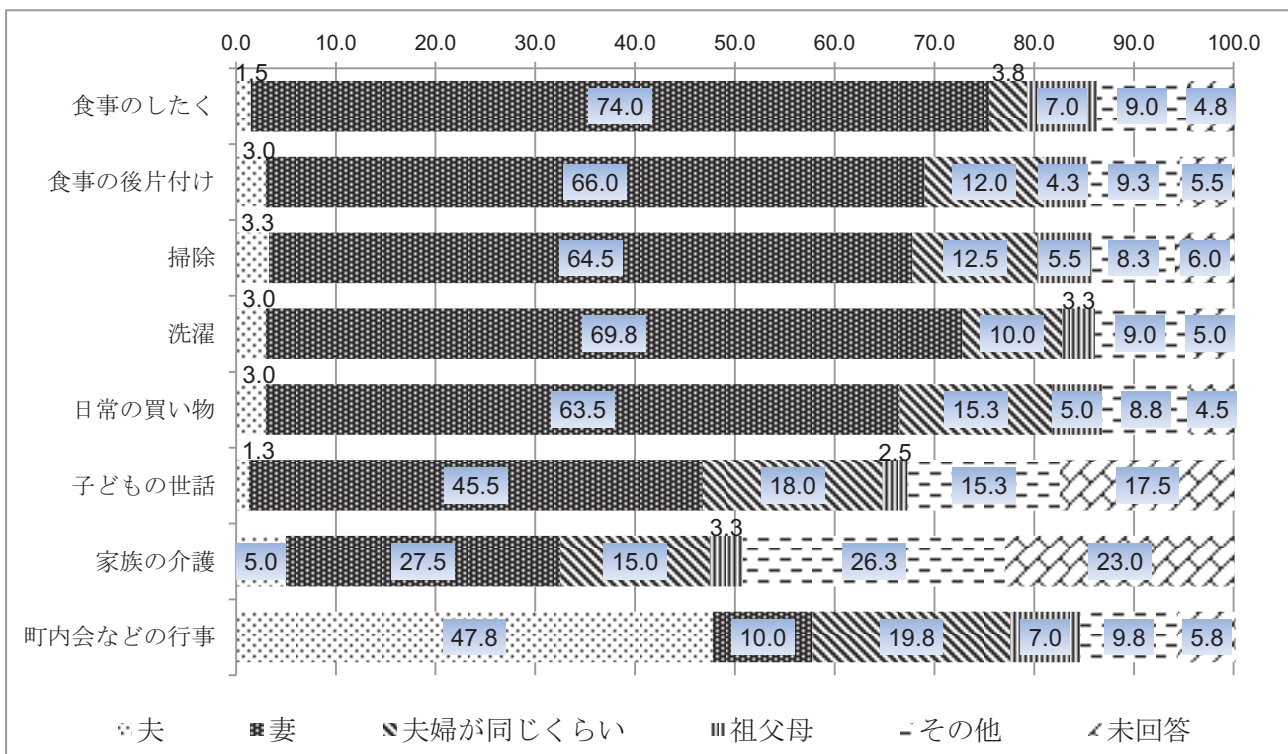
問 あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。



「家事・育児・介護」「職場」「社会の慣習」など、さまざまな分野で、男女の立場は平等になっていると思うか聞いたところ、多くの分野において「男性優遇」と感じている結果となっており、『男女共同参画社会』と言うには、ほど遠い実態となっています。

(2) 家庭生活の状況について

問 あなたの家庭では、次にあげることはどなたが主にしていますか。

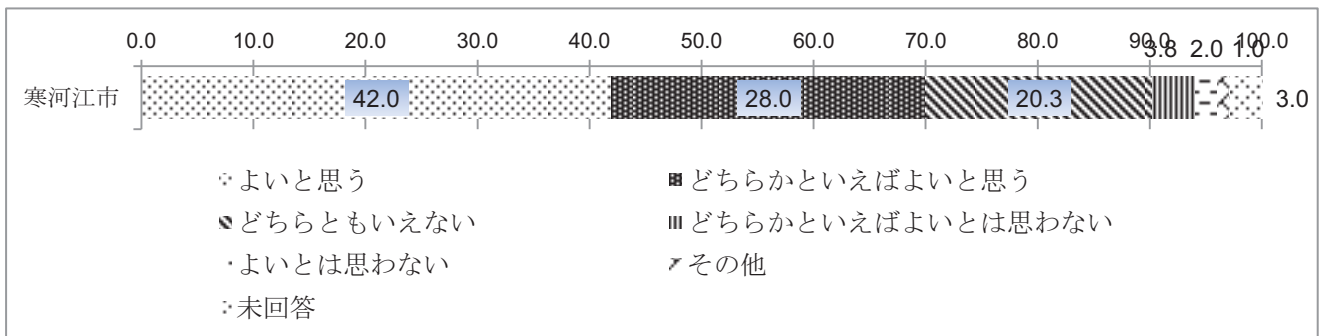


家庭生活中、「食事のしたく」「掃除」「洗濯」「日常の買い物」などを誰が主にしているか聞いたところ、ほとんどの項目で「妻」が主にしているとの回答結果となり、女性に負担が偏っている状況となっています。

女性への負担の偏りは、晩婚化・未婚化の要因のひとつであるとの指摘もあり、少子化、ひいては地域の活性化にも影響を与える課題と捉えることもできます。

(3) 女性の活躍について

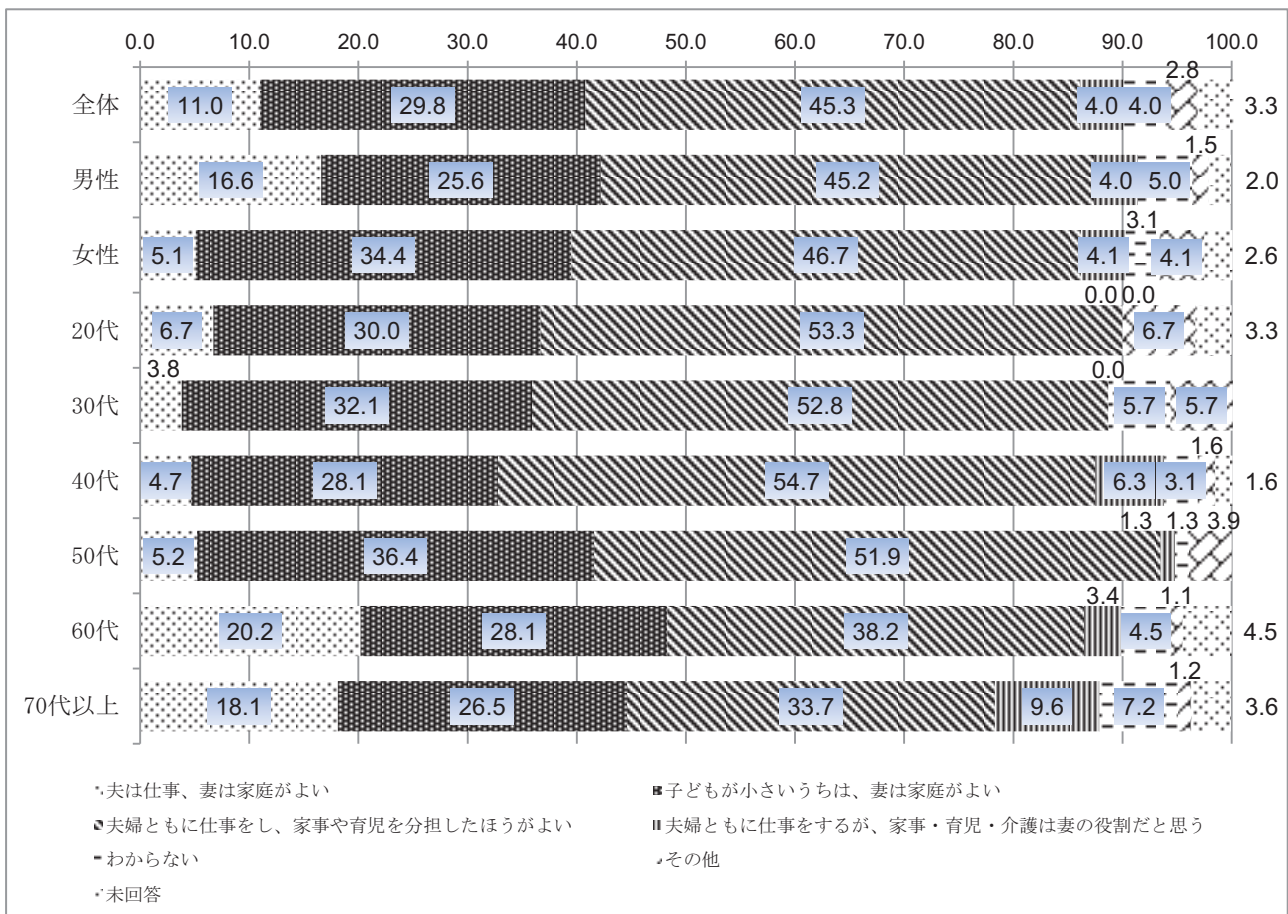
問 あなたは、今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいと思いますか。



今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいと思うか聞いたところ、「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」が7割を占めており、賛成の意向を示しています。なお、両方を足した割合は、年代が上がるにつれ、低くなる傾向にありました。

(4) 家庭における夫婦の役割分担について

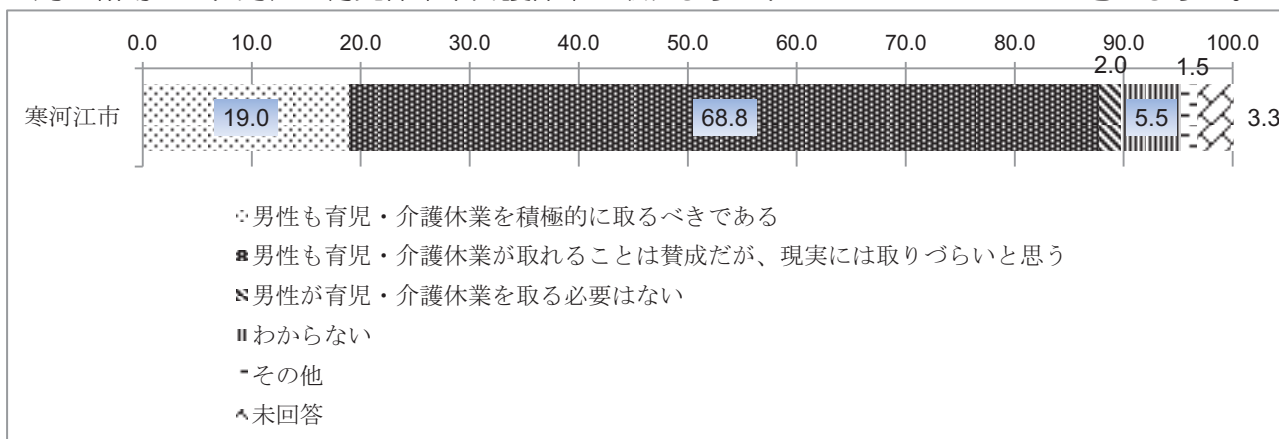
問 あなたは、家庭における夫婦の役割分担について、どのように考えていますか。



家庭における夫婦の役割分担について、どのように考えているか聞いたところ、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」が、どの年代においても、最も割合が高くなっていますが、60代以上は「夫は仕事、妻は家庭がよい」の割合が他の年代に比べ、非常に高くなっています。なお、「子どもが小さいうちは、妻は家庭がよい」の割合は、女性の方が高い状況にあります。

(5) 男性の育児休業・介護休業の取得について

問 職場では、男性も育児休業や介護休業が取れますが、このことについてどう考えますか。



男性の育児休業や介護休業の取得について、どう考えるか聞いたところ、取得については賛成だが、現実的にはとりづらいと思うという回答が大半を占める結果となりました。

(6) 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて

問 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことはどのようなことだと思いますか。

順位	内容	割合
1	職場において、仕事と家庭が両立できるような環境づくりを進めること	29.7
2	家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること	17.6
3	職場において、男女を平等に扱い、女性の能力を積極的に活用し、管理職等に登用すること	12.5
4	男女がもっと男女共同参画社会の推進に関心をもつこと	11.7
5	職場において、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントをなくすこと	7.9

『男女共同参画社会』を実現するうえで重要なことは何か聞いたところ、「仕事と家庭の両立」に加え、「家庭における男性の家事・育児への積極的な協力」が重要であるとの結果となりました。なお、女性の「職場において、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントをなくすこと」の割合が男性の2倍以上となっており、特徴と言えます。

本県では、共働きの割合が高く、25～44歳の育児をしている女性の有業率が全国2位と非常に高い位置にあります。このようなことから、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりは、大変重要な意味合いを持っています。

都道府県	島根県	山形県	福井県	鳥取県	富山県
25～44歳の 育児をしている女性の有業率	74.8%	72.5%	72.1%	71.8%	68.3%

(総務省：平成24年就業構造基本調査)

しかしながら、意識調査の自由記載において、「妊娠・出産すると産休も取れず、退職しなければならない（配置転換がある）というのが、民間企業の実態である。」など、まだまだ厳しい実態が解消されていないことが浮き彫りになりました。

また、これまで、仕事と家庭の両立においては、「仕事と子育ての両立」に焦点があてられていましたが、今後の高齢化社会の進展により、介護をしながら働く人の比率が増えることが想定されます。

国の調査では、介護・看護を理由として離職・転職した人のうち、男性の割合は全国で20.1%、本県で10.0%と男性も離職している状況にあります。

識者によれば、介護をしながら働く人の比率が、現時点での1割強から、10～20年後には2～3割に高まっていくとの指摘がなされています。団塊世代が後期高齢者に差し掛かる10年後は、介護の担い手である団塊ジュニア世代が50歳前後となり、職場でも要のポストについていることが想定されますが、介護により離職となれば、企業側にとっても大きな痛手となる可能性があります。

◎過去5年間で離職・転職した理由と人数

理由	全国		山形県	
	総計	人数	総計	人数
出産・育児のため	総計	1,255,700人	総計	7,300人
	男性	10,200人	男性	0人
	女性	1,245,500人	女性	7,300人
介護・看護のため	総計	486,900人	総計	4,000人
	男性	97,900人	男性	400人
	女性	389,000人	女性	3,600人

(総務省：平成24年就業構造基本調査)

この仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、福利厚生という意識を持つ経営者も多いようですが、仕事と生活のバランスを取ることで、職場以外での情報が仕事に生きてくるといふ“経営戦略の視点”で労働時間の見直しに取り組む企業が増えてきています。

(7) 男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組みについて

問 男女共同参画を実現するうえで、国や県、市町村は今後どのような取組みが必要だと思いますか。

順位	内容	割合
1	保育の施設・サービスや、高齢者の施設・介護サービスを充実する	22.6
2	就労の機会を増やしたり、職業教育や職業訓練を実施するなどして、希望の職種に就けるよう支援を行う	19.7
3	行政の政策決定の際に男女の幅広い意見を反映させる	17.8
4	学校教育の場などで男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	10.4
5	職場における男女の均等な取扱いについて周知を行う	10.1

『男女共同参画社会』を実現するうえで行政に必要な取組みについて聞いたところ、「両立支援や就職・再就職支援の取組みが必要」との声が多い結果となりました。また、「行政の政策決定の際に男女の幅広い意見を反映させる」も割合が高くなっています。

3 計画策定にあたっての基本的な方向性

意識調査の結果を見ても、まだまだ『男女共同参画社会』の用語そのものが浸透していないことから、まずは、市が中心となって周知を行い、市民に浸透を図ることで、『男女共同参画社会』の素地づくりを進めながら、気運の醸成を図っていく必要があります。

そして、基本となる人権の尊重はもとより、意識調査でも重要な取組みとされた「仕事と家庭が両立できる職場環境づくり」を重点的に推し進めていきます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）といった配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶など、『男女共同参画社会』の実現に向けての前提となる安心して生活できる基盤づくりについても取り組んでいきます。

これらを基盤として、共働きの視点を大切にしながら、男女とも希望に応じてさまざまな場で活躍できる環境づくりに努めます。

4 計画期間

本計画の期間は3年間（平成26年度～28年度）とします。

なお、次期男女共同参画計画の策定にあたっては、本計画の上位計画であり、本市の地域づくりの指針となる次期寒河江市振興計画が平成28年度からスタートする予定であることから、その内容を踏まえ、検討を進めることとします。また、検討にあたっては、「男女共同参画社会」の概念の市民への浸透状況や条例制定に関する気運の高まりなどを踏まえながら、推進条例の制定についても視野に入れ、進めてまいります。

5 計画の位置付け

「男女共同参画社会基本法」及び「山形県男女共同参画推進条例」に基づいた計画として位置付けるとともに、上位計画である「新第5次寒河江市振興計画」をはじめ、関連する諸計画との整合性を図り、策定するものです。

6 施策の体系

基本理念

**お互いを思いやる気持ちを持って、自らの希望と意思に応じて、
個性と能力を発揮し、成長し続けられる社会づくり**

人権の尊重を基本としつつ、それぞれの得意分野を活かしながら、“お互いを思いやる気持ちを持って、自らの希望と意思に応じて、個性と能力を発揮し、成長し続けられる社会づくり”を目指して、4つの基本目標を柱に次の体系で施策を展開し、『男女共同参画社会』の実現に向けて取り組めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【人権尊重・意識醸成】

『男女共同参画社会』を形成するうえで基盤となる人権を尊重する意識の高揚に努めるとともに、性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直しを行う意識の確立に向けた啓発を推進し、『男女共同参画社会』の実現に向けた意識の醸成を図ります。

また、推進にあたっては、行政が規範となるよう、周知・実践を行い、市役所における男女共同参画に関する取組みを強化します。

基本目標Ⅱ 希望と意思に応じて個性と能力が発揮できる職場環境の整備【職場環境】

『男女共同参画社会』を形成するうえで、市民の要望が強い「仕事と生活が両立できる職場環境づくり」を本計画の最重要課題と捉え、妊娠・出産等で不利益な扱いを受けないようにするなど、希望と意思に応じて個性と能力が発揮できる職場環境の整備を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランスについて、これまでの福利厚生という考え方ではなく、人材育成の観点など、経営戦略の視点で取り組むという考え方を企業等に普及・啓発していきます。

基本目標Ⅲ 安心して生活できる基盤づくり【生活基盤・健康】

DVは、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であるという認識のもと、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、生涯を通じた健康づくりを推進し、安心して生活できる基盤づくりを行います。

また、ひとり親や高齢者、障がい者、外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

基本目標Ⅳ 男女とも活躍できる環境づくり【共働】

行政における政策や方針決定の場において、男女共同参画を推進し、多様な意見を市政に反映していきます。

また、基本目標Ⅰ～Ⅲに係る施策を推進することで、希望に応じ、多様な場面で活躍できるよう、気運を醸成するとともに、さまざまな分野へチャレンジしてみたいという女性に対する相談・支援体制の充実を図ります。

※共働…共に行動する・働くこと。相互作用

お互いを思いやる気持ちを持って、自らの希望と意思に応じて、個性と能力を発揮し、成長し続けられる社会づくり

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
【人権尊重・意識醸成】

II 希望と意思に応じて個性と能力が発揮できる職場環境の整備
【職場環境】

III 安心して生活できる基盤づくり
【生活基盤・健康】

IV 男女とも活躍できる環境づくり
【共働】

- 1 人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し
- 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 4 市役所における男女共同参画の取組み強化
- 5 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 6 仕事と生活が両立できる職場環境づくり
- 7 再就職・スキルアップ等への支援
- 8 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
- 9 生涯を通じた健康づくり
- 10 生活上困難を抱える人への支援
- 11 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
- 12 企業等の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
- 13 地域活動等への男女共同参画の促進
- 14 女性の人材育成の推進

- ①人権を尊重する意識の高揚
- ①継続的な男女共同参画に関する情報発信
- ②市民や企業等の経営者に対する意識の確立に向けた啓発の推進
- ③市の広報・刊行物での性別にとらわれない表現の推進
- ①保育所・幼稚園・学校・家庭における教育・学習の充実
- ②地域社会における教育・学習の充実
- ①職務分担等における男女共同参画の推進
- ②女性職員の役付職員への積極的登用
- ③男性職員の育児休業取得等の推進
- ④市役所における男女共同参画に関する取組みの周知・啓発
- ①労働に関する法律・制度等の普及
- ②セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の促進
- ③両立支援、積極的改善措置に関する周知・推進
- ①企業等の経営者の意識改革に向けた働きかけ
- ②経営戦略としての仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ③育児休業制度・介護休業制度の周知・徹底
- ④男女のパートナーシップの理解の促進
- ⑤男性の家事・育児・介護への参画意識の構築
- ⑥男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進
- ①再就職等に向けた支援の充実
- ②多様な働き方ができる環境づくり
- ①男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発
- ②被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援
- ③子どもの虐待防止対策の強化
- ①男女の互いの性への理解と生涯を通じた健康支援
- ②母性保護に関する労働環境の整備促進
- ①ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
- ②高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- ①行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進
- ②女性の視点を取り入れた防災計画等の見直し
- ①企業や各種機関・団体等の方針決定の場への男女共同参画の促進
- ①自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進
- ②ボランティア活動等の分野への男性の参画促進
- ③国際社会における男女共同参画の推進
- ①活躍する女性のロールモデルとしての情報発信
- ②女性の社会参画に対する男性の理解促進

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【人権尊重・意識醸成】

施策の方向1 人権の尊重

【現状と課題】

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものであり、日本国憲法においても「基本的人権」として保障され、侵すことのできない永久の権利とされています。基本法においても、男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることを旨として行わなければならないとされています。

しかしながら、市で行った意識調査の結果では、多くの分野において「男性優遇」と感じている結果となっており、男女の立場が平等との回答が5割を超えたのは「学校生活の場」のみとなっています（P. 3）。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）の認知件数も年々増加しているのが現状です。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向け、人権の尊重や男女の平等に関する意識の高揚を図っていく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 人権を尊重する意識の高揚	市報や市ホームページを活用したり、法務局・人権擁護委員協議会と連携して、人権を尊重する意識の啓発を行います。また、人権相談に関する窓口の周知についても行っていきます。	総務課

施策の方向2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」「家事・育児・介護は女性がすること」といった、性別による固定的な役割分担意識は未だ根強く残っているのが現状であり、意識調査の結果でもその状況が伺えます。

また、「男女共同参画社会」という用語を約7割が知っているという回答のもの、言葉も意味も知っているのは4割に満たない状況にあり（P. 1）、性別による固定的な役割分担意識と社会慣行を見直すためには、考え方が世代間で継承される傾向があることも踏まえると、「男女共同参画社会」の概念そのものを浸透させること、男女がそれぞれ意識改革をしていくことが、最も大きな課題のひとつであると捉えています。

よって、この課題を解決し、男女共同参画社会を形成していくためにも、性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直しを行う意識の確立に向けた啓発を推進していく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	継続的な男女共同参画に関する情報発信	「男女共同参画社会」の考え方の浸透には、継続的な情報発信が重要であることから、市報や市ホームページなど、市の広報媒体を通じた男女共同参画に関する情報発信を強化します。	政策推進課
②	市民や企業等の経営者に対する意識の確立に向けた啓発の推進	市民への意識調査の継続的な実施や企業等への意識調査を実施し、状況の把握とあわせ、調査の実施を通じた啓発活動を行います。	政策推進課 商工振興課
		市への入札参加資格登録や補助金申請の際に、企業や団体から男女共同参画に関する取組み状況の報告を求める仕組みなどについて研究します。	政策推進課 財政課
③	市の広報・刊行物の性別にとらわれない表現の推進	市の広報・刊行物の掲載内容において、性別による固定的な役割分担意識と社会慣行に基づいた表現とならないよう配慮します(母親学級→パパママ教室、家事の場面のイラストにおいて女性が描かれているものに偏らないよう配慮等)。	政策推進課 全課

施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

人格形成の過程で重要な役割を担う保育所や教育機関は、次世代で活躍する子ども達への男女共同参画についての意識教育という点で見ても、大きな役割を担っています。また、社会人になってからも、生涯学習の場等を通じて理解を深めていくことは、男女共同参画社会の形成に向けては、大事な視点のひとつとなります。

このため、学校はもとより生涯学習の場面においても、男女共同参画社会に関する教育・学習の充実を図っていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	保育所・幼稚園・学校・家庭における教育・学習の充実	保育所・幼稚園・学校において、人権の尊重や男女平等など、男女共同参画社会の形成に向けた学習や活動の充実を図ります。また、学習した内容を家庭内で話題となるように工夫した取組みを進めます。	子育て推進課 学校教育課
		学校での職場体験において、男女別の固定的な職業意識にとらわれることなく、希望に応じた体験ができるように努めます。	商工振興課 学校教育課
②	地域社会における教育・学習の充実	平成26年度に開設する市民大学である「寒河江さくらんぼ大学」等の講座において、男女共同参画に関するメニューを設けます。	生涯学習課
		高齢者向けのサロンへの男性の参加を促すこととあわせ、メニュー内容を充実することで、高齢者の男女共同参画に関する意識を高めます。	健康福祉課

施策の方向 4 市役所における男女共同参画の取組み強化

【現状と課題】

男女共同参画社会の推進に向けては、行政が規範となって実施していくことが求められており、これまでも、男女共同参画社会の推進に向け、市役所の女性職員の管理職への登用などを行ってきました。

しかしながら、まだまだ道半ばであり、将来の幹部職員登用を展望しながら、女性職員の能力が十分発揮されるよう、今後もさらに取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	職務分担等における男女共同参画の推進	職務内容によって、男性・女性のどちらか一方に特定の業務が偏らないよう配慮するとともに、研修を実施するなどして、市役所内での男女共同参画の意識の高揚を図ります。	総務課
②	女性職員の役付職員への積極的登用	これまで以上に女性職員を役付職員（係長以上）に積極的に登用し、さまざまな視点からの意見を施策に盛り込むことで、行政サービスの向上に努めます。	総務課
③	男性職員の育児休業取得等の推進	男性の育児休業の取得を積極的に推奨するとともに、男女を問わず育児時間や介護休業等に関する制度の周知を図ります。	総務課
④	市役所における男女共同参画に関する取組みの周知・啓発	市役所の男女共同参画に関する取組みの状況や取り組むメリットを市の広報媒体で紹介するとともに、商工会や市技術振興協会（市内の事業所で組織する団体）等を通じ、企業への取組み内容の周知と実施についての協力を依頼します。	政策推進課 商工振興課

<基本目標Ⅰの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	39.3% (H25 調査)	50.0%
②	市役所一般事務職員における女性職員の役付職員登用率（係長以上） ※一般事務全職員における女性職員の比率20.4%（H25）	14.2% (H25.4.1)	20.0%
③	市役所職員の男性職員の育児休業の取得者（率）	1人 (H25)	3年間で3人 (10%以上)

基本目標Ⅱ

希望と意思に応じて個性と能力が発揮できる職場環境の整備【職場環境】

施策の方向5 就労場における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

男女雇用機会均等法は、制定から30年余りが経過しており、意識調査の結果でも認知度が高い状況となっています。

しかしながら、「男性と女性で就職の際に差がある」「男性は昇進するが女性は昇進しないままという扱いを受けている」という声もあるのが現状です。

また、意識調査の男女共同参画社会を実現するうえで重要なことに関する設問においては、「セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすこと」との回答が女性と男性で開きがあるなど（女性は男性の2倍）、認識にも違いがあることが伺えます。

よって、均等な雇用機会と待遇を確保するため、労働に関する法律・制度等の普及はもとより、セクシャル・ハラスメント等の防止対策の促進等を進めていく必要があります。

※セクシャル・ハラスメント

性的いやがらせ。特に職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動

※パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたりする行為

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	労働に関する法律・制度等の普及	男女雇用機会均等法といった労働に関する法律や制度等について、労働局と連携しながら周知を図るとともに、市広報媒体を通じて普及に取り組みます。	商工振興課
②	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の促進	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等については、行っている本人が気付いていない事例も見受けられることから、具体的な例を示しながら、防止に向けた啓発に努めます。	商工振興課
③	両立支援、積極的改善措置に関する周知・推進	仕事と生活の両立支援や積極的改善措置により、男女の均等な機会と待遇の確保に関する取組みを進めている企業等を市報で定期的に紹介し、気運の醸成を図ります。 ☆女性の活躍推進等に取り組む企業を県が認定する「山形いきいき子育て応援企業」として登録されている寒河江市内の企業等を紹介	政策推進課 商工振興課

※積極的改善措置

男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えること

施策の方向 6 仕事と生活が両立できる職場環境づくり

【現状と課題】

本県では、働きながら子育てをする家庭が多く、全国的には、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は25～39歳の期間に、出産・育児により低下傾向にありますが、その低下の割合が緩やかで継続して高い労働力率を維持しているという特徴があります。

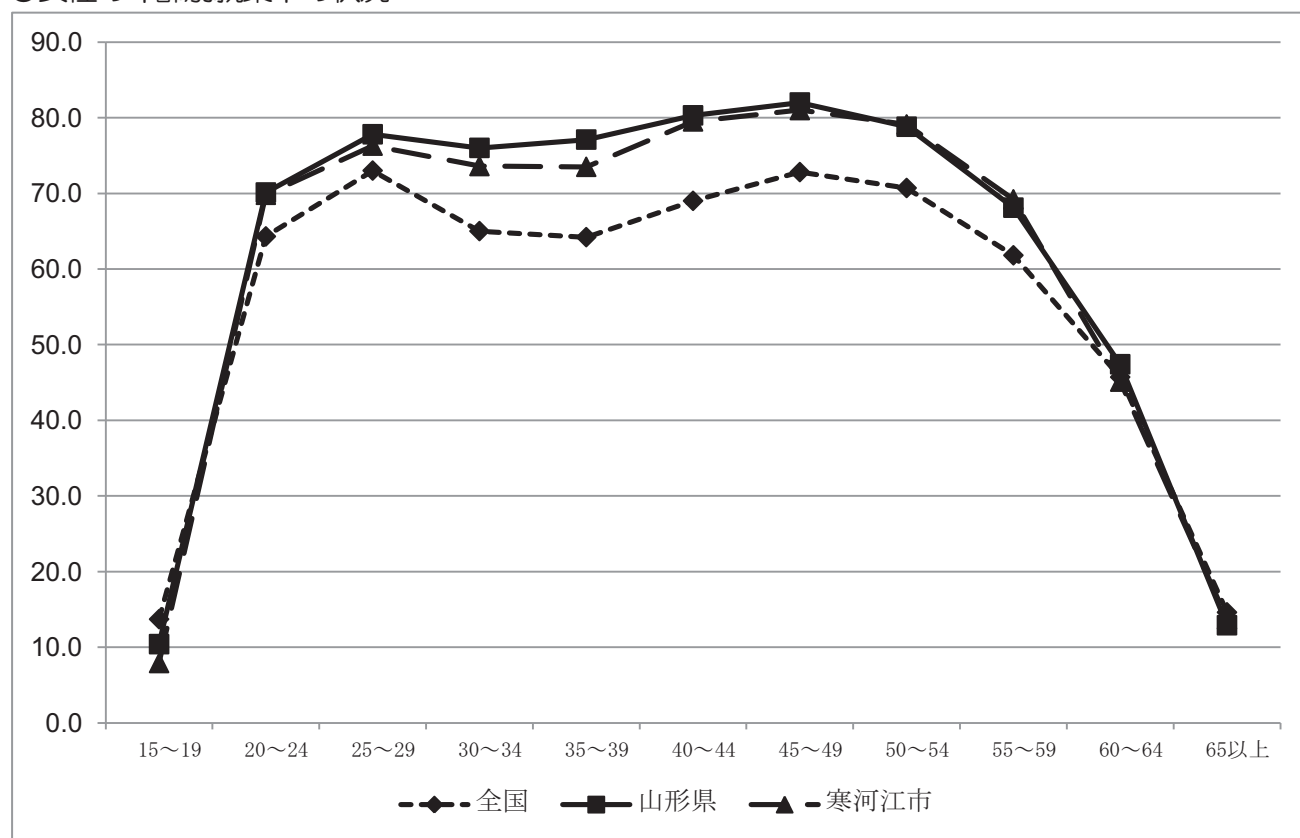
このような状況においては、意識調査の男女共同参画社会を実現するうえで重要なことに関する設問においても割合がトップであった「仕事と生活が両立できる職場環境づくり」は、本計画の最重要課題と捉えています。

しかしながら、山形労働局への相談事例でも「育児休業取得後、育児のため休みがちになると困るので、退職するか、パートになるよう言われた」「育児休業の取得を申出たところ、契約を更新しないとされた」との報告があるなど、両立以前の厳しい現実が浮き彫りになっています。

一方、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、P. 6でも述べたとおり、これまでの福利厚生という考え方ではなく、人材育成の観点など、経営戦略の視点で取り組む企業が増えてきています。

このように、両立支援制度の周知・徹底はもとより、ワーク・ライフ・バランスについて、経営戦略の視点で取り組むこととあわせ、仕事と子育ての両立においては、未来を担う子ども達の成長を社会全体で支えていくという次世代育成支援の観点も踏まえながら、仕事と生活が両立できる職場環境づくりに関して、企業等への浸透を図っていく必要があります。

○女性の年齢別就業率の状況



(総務省：平成22年国勢調査)

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	企業等の経営者の意識改革に向けた働きかけ	企業等の経営者に対して、仕事と生活が両立できる職場環境づくりに関する学習機会の情報提供を積極的に行うなど、企業のトップの意識改革につながるよう、意識啓発を行います。	政策推進課 商工振興課
②	経営戦略としての仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが企業の経営戦略のひとつであることを市報で定期的に掲載したり、商工会等の商工関係団体と連携した周知を行い、気運の醸成を図ります。	政策推進課 商工振興課
		ワーク・ライフ・バランスに関するチェックシートを作成し、さまざまな機会を通じて配付することで、市民の意識の高揚を図ります。	政策推進課 商工振興課
③	育児休業制度・介護休業制度の周知・徹底	育児休業の申請により、解雇したり復職を拒否することは違法行為であることなど、労働局と連携した育児休業・介護休業制度の周知・徹底を図ります。また、男性の育児休業取得についても、労働局や県と連携を図りながら促進します。	商工振興課
④	男女のパートナーシップの理解の促進	性別による固定的な役割分担意識を持つことなく、互いが尊重しながら、生活していくという意識の啓発に努めます。	政策推進課
⑤	男性の家事・育児・介護への参画意識の構築	生涯学習分野において男性の家事への参画を促したり、パパママ教室での男性の参加などを通じ、男性の家事・育児・介護への参画意識の構築を図ります。	健康福祉課 子育て推進課 生涯学習課
⑥	男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進	学童保育や病後児保育、休日保育などの子育て支援策をはじめ、さまざまな介護に関する施策などを展開し、仕事と生活の両立が図られるよう、支援します。	健康福祉課 子育て推進課

施策の方向7 再就職・スキルアップ等への支援

【現状と課題】

働きながら子育てをしている女性が多い本県においても、出産を機に退職する女性は多く、その後の再就職も課題のひとつと言えます。

そのため、希望する人が再就職できるよう支援策を充実することとあわせ、スキルアップ等への支援を行う必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	再就職等に向けた支援の充実	労働局の支援情報の提供や市技術振興協会と連携した職業能力開発に関する講座の充実などにより、再就職等への支援の充実を図ります。	商工振興課
②	多様な働き方ができる環境づくり	パートタイム等の正社員化を後押しするなど、希望に応じて多様な働き方ができるよう、支援を行います。	商工振興課

<基本目標Ⅱの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	65.8% (H25 調査)	10%以上 上昇
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	32.5% (H25 調査)	10%以上 上昇
③	家庭生活における役割において、“夫”と回答した割合 ※「食事のしたく」「食事の後片付け」「掃除」「洗濯」「日常の買い物」「子どもの世話」	1.3~3.3% (H25 調査)	「夫」の割合の上昇 (「夫婦が同じくらい」の割合の上昇)
④	パパママ教室への男性の参加率	38.6% (H24)	50%

基本目標Ⅲ

安心して生活できる基盤づくり【生活基盤・健康】

施策の方向8 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

基本理念にある「お互いが思いやる気持ち」を持つことにより、配偶者等から受ける暴力であるDVは、撲滅できるものと捉えています。DVは、配偶者間のみでなく、交際中の男女間に起こる暴力、いわゆるデートDV（平成26年1月に施行された改正DV法では同居する恋人間の暴力も対象）も問題視されております。DVは、身体的な暴力だけでなく、口汚くののしったり、無視するなどの精神的なものや生活費を渡さないなどの経済的なものなど、多岐に渡ります。

また、DVの被害者は、自ら名乗り出ないで泣き寝入りするなど、被害が潜在化している場合も少なくなく、周辺からの通報が鍵を握る場合もあり、根絶に向けては地域社会全体での対応も不可欠です。

DVについては、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であるという認識のもと、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発が必要です。

※DV

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発	DVは、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であるという認識のもと、県の婦人相談所等と連携し、具体的な事例を示しながら、あらゆる暴力の根絶に向け、周知を図ります。	健康福祉課 子育て推進課
	小・中学生の段階から異性の尊重や暴力の根絶に向けた意識啓発を行います。	学校教育課
② 被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援	周囲からの情報提供も含め、被害者の早期発見に向けた通報先の周知と県や警察も含めた連絡体制の充実を図ります。また、必要に応じ、被害を受けた方の保護や自立に向けた支援を行います。	健康福祉課 子育て推進課
③ 子どもの虐待防止対策の強化	虐待が疑われる場合には些細なことでも連絡してほしいといった市民への情報提供依頼や、学校や保育所等での様子をきめ細やかに見たり、健康診査受診時に兆候を把握するなど、子どもの虐待の防止に向けた対策を強化します。	健康福祉課 子育て推進課 学校教育課

施策の方向9 生涯を通じた健康づくり

【現状と課題】

生涯を通じて健康を維持・増進していくことは、安心して生活していくうえでの基盤となります。

特に女性は、妊娠や出産があり、より一層配慮しなければなりません。

また、高齢者への介護予防教室や健康教室などを実施することは、生涯を通じた健康づくりを支援することに加え、健康で元気な高齢者の社会参画につながる施策にもなります。

よって、男女が互いの性について理解しながら、生涯にわたって健康が確保されるよう、健康づくりを推進していくことが必要です。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	男女の互いの性への理解と生涯を通じた健康支援	年代に応じた健康診査や相談体制の充実に加え、介護予防教室や健康教室などを実施し、生涯を通じた健康づくりを支援します。	健康福祉課 子育て推進課
②	母性保護に関する労働環境の整備促進	妊娠中や出産後の女性に対する労働条件の緩和等についての周知を図るとともに、母性保護に関する正しい知識の普及を図ります。	商工振興課 健康福祉課

施策の方向 10 生活上困難を抱える人への支援

【現状と課題】

「性別にかかわらず一人ひとりが能力と個性を發揮できる社会」を実現するためには、健康的な生活と併せ、生活上さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせるよう、基盤づくりを進めることも重要になります。

高齢者や障がい者はもとより、外国人はこれまでとまったく違う習慣や文化の中で生活しており、孤立してしまうこともあることから、これらの方々への支援が必要となります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	母子家庭は、就労面などで経済的に不安定な状況にある場合が多いことから、安定した生活を送れるような支援や子どもの学習面への影響が生じないような支援とあわせ、自立に向けた相談・情報提供体制の充実を図ります。なお、父子家庭についても、個々人の状況に十分配慮した支援を行います。	子育て推進課 学校教育課
②	高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	ひとり暮らしの高齢者が地域で孤立することがないように、見守りや配食サービス、除雪対策といった生活の支援を行います。	健康福祉課
		障がい者等に対し、国・県・市の支援制度の情報提供を十分行いながら、希望する人が能力や適性に応じて社会参画ができるよう支援体制を充実します。	健康福祉課
		外国人向けの日本語教室などを開催し、言葉の習得への支援を行うとともに、市民や教室参加者同士の交流を図るなどして、悩みを抱えたり、孤立しないよう配慮します。また、「くらし」に関する情報についても、提供していきます。	政策推進課

<基本目標Ⅲの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	3か月健診の受診率	96.0% (H24)	100.0%
②	健康診査の受診率(特定健診)	38.2% (H23)	52.0%
③	日本語教室の受講者数	10人 (H24)	増加

基本目標Ⅳ

男女とも活躍できる環境づくり【共働】

施策の方向 11 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

【現状と課題】

市の審議会や委員会における女性委員の登用については、これまでも行財政改革の一環として取り組んできましたが、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に積極的な登用を行い、多様な意見を市政に反映させる必要があります。

特に、先般の東日本大震災においては、避難所運営のあり方において、女性用のトイレの不足や更衣室・授乳室がないなど、男性目線で女性への配慮が欠けているとの指摘があり、女性の視点を取り入れた防災計画の見直しは急務となっています。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進	審議会・委員等における女性委員の登用については、行財政改革において30%以上を目標としてきましたが、これまで以上に積極的な登用を進めます。	政策推進課 全課
② 女性の視点を取り入れた防災計画等の見直し	防災計画等の見直しにおいて、女性委員を登用するなどして、さまざまな視点からの意見を盛り込んでいきます。	総務課

施策の方向 12 企業等の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

【現状と課題】

OECD諸国では、女性の活躍度が増すほど時間あたりのGDPが高くなる傾向があるとの分析もあり、企業や各種機関・団体等の方針決定の場への男女共同参画の促進も、グローバル経済の中において日本が経済成長を続けていくためには、必要な取組みとなっています。

意識調査の結果を見ても、今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいとの回答が多く、いろいろな場面で女性の活躍を期待する声があることから、あらゆる場面での政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大は重要な取組みと言えます。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 企業や各種機関・団体等の方針決定の場への男女共同参画の促進	企業や各種機関・団体等の方針決定の場への男女共同参画の促進を図るため、具体的な事例などの情報提供を通じた積極的な働きかけを行っていきます。	政策推進課 全課

施策の方向 13 地域活動等への男女共同参画の促進

【現状と課題】

自治会やPTA等の地域活動の分野では男性が役職に付いていることが多い一方で、ボランティア活動等の分野では主に女性中心の活動となっているなど、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行があるのが現状です。

少子・高齢化がますます進む中、地域の活力を維持していくためには、一人ひとりが希望に応じてさまざまな場面で活躍できるよう、行政が後押ししていく必要があります。

また、国際化の進展により、外国人居住者の増加が見込まれる中においては、国際社会における男女共同参画の推進も必要となっています。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進	自治会やPTA、公民館分館活動において、女性の代表（役職）が活躍している事例を紹介しながら、希望に応じて女性が活躍できるよう、参画促進を図ります。	市民生活課 学校教育課 生涯学習課
②	ボランティア活動等の分野への男性の参画促進	女性が多い分野になりがちなボランティア活動において、元気な高齢者への働きかけを行うなど、男性の参加者増に努めます。	健康福祉課
③	国際社会における男女共同参画の推進	国際交流協会のイベント等を通じ、外国人との交流を図ることで、異文化に触れる機会を創出します。	政策推進課

施策の方向 14 女性の人材育成の推進

【現状と課題】

最近では、さまざまな場所や場面において、女性が活躍する姿が見られますが、「初の女性〇〇」や「〇〇で活躍する女性」といった取り上げられ方をされており、見方を変えれば、まだまだ男女共同参画にはほど遠い現状にあると言えます。

意識調査では、行政の役割として女性リーダーの養成を挙げる意見は少なかったものの、チャレンジしてみたいと思う女性に対して、活躍している女性をロールモデル（模範とする人物）として紹介し、きっかけづくりを進めていくことは必要と捉えています。

なお、意識調査では、今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいとの回答が多かったものの、年代によって差があることから、幅広い年代への理解の促進を図っていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	活躍する女性のロールモデルとしての情報発信	活躍している女性をロールモデルとして紹介するとともに、チャレンジしたいという女性に対する相談・支援を行います。	政策推進課 全課
②	女性の社会参画に対する男性の理解促進	これまで掲げてきた取組みを総合的に推進し、女性の社会参画に対する男性の理解の促進に努めます。	政策推進課 全課

<基本目標Ⅳの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	市の審議会等における女性委員の比率	26.1% (H26.2)	33.3% 以上
②	今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいと思うと回答した人の割合	70.0% (H25 調査)	80.0% 以上

第3章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

- ①計画に掲げた施策を着実に推進するため、副市長をトップとし、関係課で構成する「寒河江市男女共同参画計画推進委員会」を設置して、進捗状況の把握を行うとともに、他課との連携を強化することで、総合的に取組みを推進します。
- ②男女共同参画社会に関する意識付けを行うため、市職員に対する研修機会等の充実に努めます。

2 計画の進行管理

施策の進捗状況を上記委員会で把握し、その結果を外部の有識者からなる寒河江市男女共同参画審議会に毎年報告するとともに、今後の施策展開に向けた意見を聴取しながら、男女共同参画社会の形成に取り組めます。

あわせて、進捗状況を市報や市ホームページに掲載し、広く市民からの意見を求めます。

3 国・県との連携

男女共同参画に関する施策は、長期的な視点に立って、着実・継続的な取組みが必要であることから、男女共同参画社会形成の推進について、国や県などと連携を図りながら取り組んでいきます。

4 苦情等への対応

市が実施する男女共同参画の推進をはじめ、政府や県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関して、苦情・意見があった場合、国・県と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

参 考 资 料

○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

○山形県男女共同参画推進条例

平成14年7月2日
山形県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

（前文）

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○寒河江市男女共同参画審議会条例

平成25年 6 月 25 日
寒河江市条例第28号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、寒河江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の男女共同参画計画の策定又は変更に関し、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、男女共同参画計画の実施に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 男女共同参画に関係する団体に属する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）

No.	氏 名	備 考
1	阿 部 康 子	○元東北文教大学 短期大学部 教授 ○社会福祉法人 山形公和会 マリアこまくさ保育園 園長 (平成23年度 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰)
2	遠 藤 雅 明	○日東ベスト株式会社 人事課長 (次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみんマーク取得))
3	大 泉 啓 子	○寒河江市商工会 女性部長
4	大 竹 正	○市社会教育委員 ○社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会会長
5	菊 地 道 子	○国際ソロプチミスト寒河江 会長
6	國 井 周	○公益社団法人 寒河江青年会議所 室長
7	後 藤 正 弘	○社会福祉法人 松寿会 特別養護老人ホーム 長生園 園長
8	佐 藤 真 美	○山新観光株式会社 営業部次長
9	鹿 間 豊	○寒河江人権擁護委員協議会 男女共同参画社会推進委員会 委員長
10	柴 田 禎 一	○寒河江公共職業安定所 統括職業指導官
11	白 田 晋 一	○寒河江市PTA連合会 会長
12	清 野 然 敬	○特定非営利活動法人国際平和まつり-YAMAGATA 理事長 (平成24年度 山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰チャレンジ賞)
13	槇 洋 子	○公募委員

☆ 計画策定までの経緯

日 付	内 容
平成 25 年 10 月 3 日	平成 25 年度 第 1 回 寒河江市男女共同参画審議会 開催 (寒河江市男女共同参画審議会へ計画の策定を諮問)
平成 25 年 10 月 17 日～ 11 月 1 日	寒河江市男女共同参画社会に関する意識調査 実施
平成 25 年 11 月 29 日	寒河江市男女共同参画社会に関する意識調査 結果公表
平成 26 年 1 月 16 日	寒河江市男女共同参画計画策定に係る庁内検討会議 開催 (標記会議以外にも関係課と随時調整)
平成 26 年 2 月 3 日	平成 25 年度 第 2 回 寒河江市男女共同参画審議会 開催 (寒河江市男女共同参画計画 (案) の内容検討)
平成 26 年 2 月 18 日	平成 25 年度 第 3 回 寒河江市男女共同参画審議会 開催 (寒河江市男女共同参画計画 (案) の内容検討)
平成 26 年 2 月 20 日～ 3 月 6 日	パブリックコメント実施
平成 26 年 3 月 20 日	平成 25 年度 第 4 回 寒河江市男女共同参画審議会 開催 (答申の内容について了承)
平成 26 年 3 月 26 日	審議会から市長へ計画の策定を答申
平成 26 年 3 月 28 日	寒河江市男女共同参画計画策定

寒河江市 政策推進課

〒991-8601

寒河江市中央一丁目9番45号

TEL : 0237-86-2111

FAX : 0237-86-7220

平成26年3月策定